



兵ト協ニュース

NEWS For HYOGO TRUCKING ASSOCIATION

2017.11 No.376



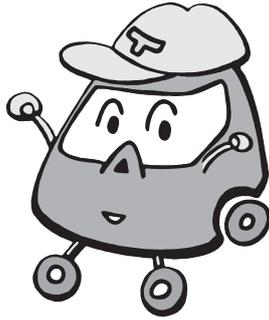
トラック君スタンプラリーイベント開催(姫路大手前公園)

主な記事

- 標準貨物自動車運送約款の一部改正等について(お知らせ)
- 平成29年度「年末の交通事故防止運動」兵庫県実施要綱
- 第57回「正しい運転・明るい輸送運動」実施計画
- トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会を開催しました

主な同封物

- 「初任運転者特別講習」開催のお知らせ
- 標準貨物自動車運送約款等の改正に伴う運賃料金設定(変更)届出様式例



もくじ

○行政からのお知らせ	
(国土交通省)標準貨物自動車運送約款の一部改正等について(お知らせ)……………	1
(厚生労働省)地域別最低賃金額が改定されました……………	6
(兵庫県)平成29年度「年末の交通事故防止運動」兵庫県実施要綱……………	7
○(全ト協)第57回「正しい運転・明るい輸送運動」実施計画……………	10
○事務局からのお知らせ	
兵庫県トラック協会会長表彰候補者の推薦について……………	13
平成29年度自動車公害防止月間「環境キャンペーン運動」を開催します……………	16
トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会を開催しました……………	17
第22回全国トラック運送事業者大会に参加しました……………	18
標準貨物自動車運送約款等の改正に伴う周知訪問活動を行いました……………	19
西部研修センター建設の起工式を行いました……………	20
2017年度トラックの日イベントを開催しました……………	21
「過労死等防止・健康起因事故防止セミナー」を開催いたしました……………	22
○陸災防のページ	
ロールボックスパレット安全作業研修会のご案内……………	23
○ドライバー教育ツールPART3の連載(第10回)	
事故に結びつくような行動を控えよう……………	24
危険な薬物には手を出さないようにしよう……………	25
○会員だより……………	27
○協会日誌……………	28

マイナンバー制度について

マイナンバー制度に関する情報提供を当協会ホームページで行っています。

ホームページ内の下のバナーから閲覧してください。





行政からのお知らせ



国土交通省

標準貨物自動車運送約款の一部改正等について(お知らせ)

トラック運送業における適正運賃・料金收受等の取引環境の改善に取り組むため、平成27年度に厚生労働省と共同で設置した「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」の下に、「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」を平成28年7月に設置し、適正な運賃・料金收受に向けた方策等について検討を進めてきました。

当該検討会において、約3割の事業者が附帯業務料、車両留置料等が十分に收受できていない等の状況を踏まえ、適正な運賃・料金の收受のため運賃と料金の範囲を明確化し、運賃とは別建てで料金を收受できる環境を整備する必要があるとされました。

今般、適正な運賃・料金の收受に向け、標準貨物自動車運送約款(平成2年運輸省告示第575号)及び標準貨物軽自動車運送約款(平成15年国土交通省告示第171号)の一部を改正するとともに、「一般貨物自動車運送事業における運賃及び料金について」通達を発出し、併せて「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」及び「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」の一部を改正することとなりましたのでお知らせいたします。

兵ト協からのお知らせ

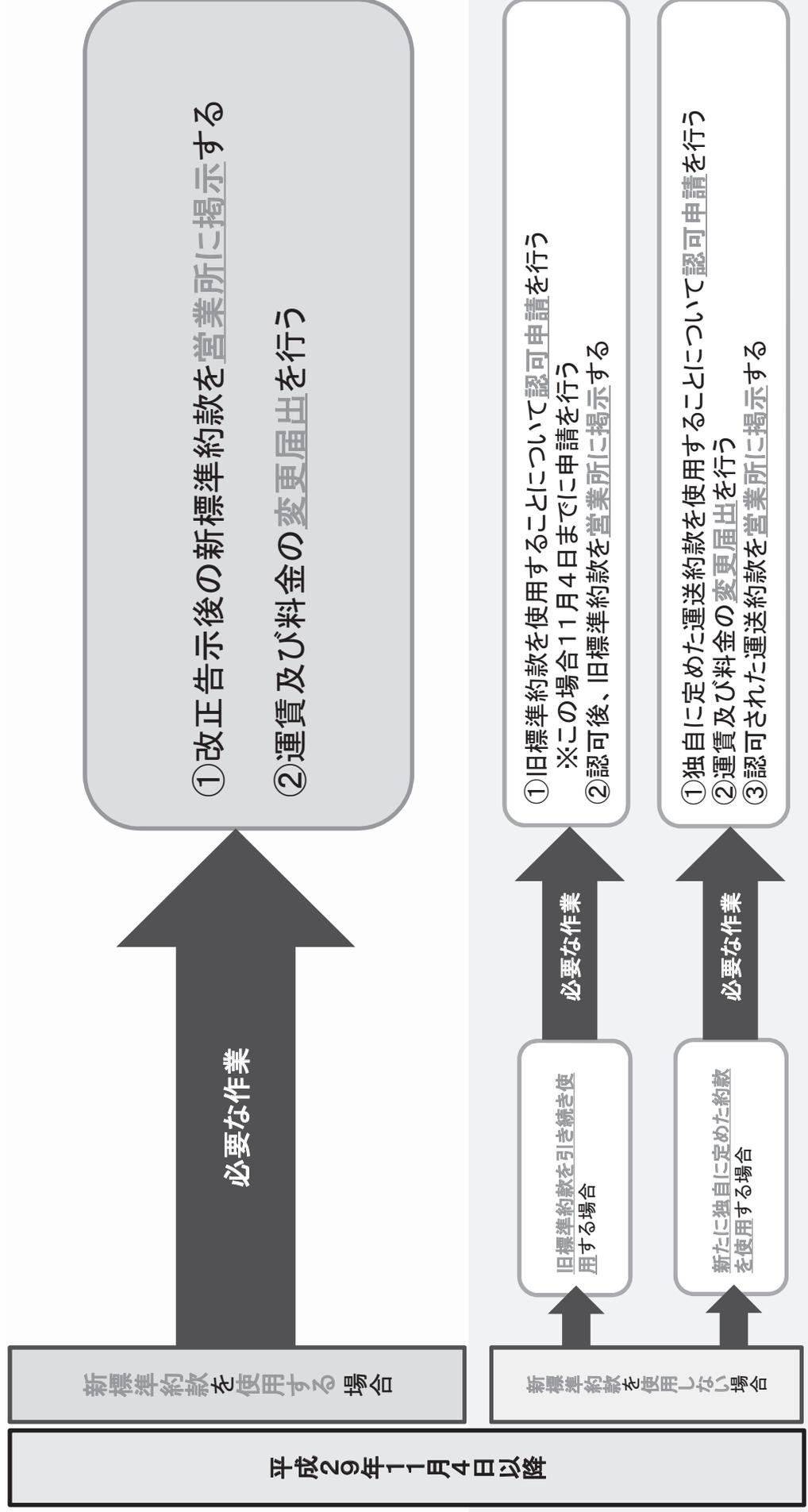
11月4日に施行されました、標記の「標準貨物自動車運送約款」を同封しております。新約款に切り替えられる場合は、同封の約款を掲示いただくと共に、各社で料金を決めていただいた「約款改正に伴う運賃料金設定(変更)の届出」(同封の雛形)が必要となります。

届出書類については、全ト協・兵ト協ホームページからダウンロード出来ますので、作成の上、速やかに、兵庫陸運部に直接届け出られるか、兵ト協に提出(3部)して下さい。

全ト協HP (http://www.jta.or.jp/rodotaisaku/kyogikai/yakkan_kaisei.html)

兵ト協問い合わせ先：業務部、適正化事業部

○待機時間料、積込料及び取卸料を収受するためには、①運賃及び料金の変更届出、②新標準約款の掲示が必要です。



(その他:従前から独自の約款を使用している場合)

○独自の約款を引き続き使用する場合については手続きは不要

○独自の約款の変更を行う場合については①認可申請、②運賃及び料金の届出、③約款の掲示が必要

※新標準約款:平成29年11月4日に施行される標準貨物自動車運送約款及び標準貨物軽自動車運送約款

※旧標準約款:平成29年11月3日以前に適用されていた標準貨物自動車運送約款及び標準貨物軽自動車運送約款

標準貨物自動車運送約款の改正に関するQ&A

※様式他、詳細につきましては、1ページ目に掲載しています。
全ト協・兵ト協ホームページをご覧ください。

変更届の様式、料金の設定等について

Q 1 運賃料金変更届の様式と料金設定の考え方を示して下さい。

A 1 料金は、各事業者が自社のコストに見合った設定をしていただくのが基本です。ひとつの考え方として、ドライバーあるいは作業員の人件費を勘案して積込料・取卸料を設定する方法を様式例にお示ししました。

Q 2 様式例別紙①の積込料、取卸料、待機時間料について具体的に金額を記載することになっていますが、数値ではなく個別に定める旨の記載でもよいですか。

A 2 料金については利用者にわかりやすい設定をすることになっていきますので、基本的には料金（定額）を記載いただくこととなります。届出の料金は荷主と交渉を行うための基本となる料金ですので、自社のコストに見合った料金を設定していただきたいと思えます。

Q 3 変更届の添付書類は、全文でなく変更になった部分のみでよいのですか。

A 3 今般の改正においては、変更が生じた部分の新旧のみで届出を行っていただいで構いません。

Q 4 燃料サーチャージの届出を出している場合、サーチャージの変更届も必要となりますか。

A 4 今回は約款改正に伴う料金の変更ですので特段必要はありませんが、料金の変更に合わせてサーチャージの変更も行うのであれば、合わせて届出をして下さい。

Q 5 今回新たに設定される料金には、時間外、深夜、休日等の割増しも適用されますか。

A 5 適用する場合は変更届にその旨の記載をして下さい。

Q 6 今回の改正で、積合運賃はどのような扱いになりますか。

A 6 積合運賃についても、標準貨物自動車運送約款が適用される以上は、原則として貸切運賃と同様の取扱いとなるため、貸切運賃と同様に運賃料金の変更届出を行う必要があります。

Q 7 貨物の販売価格に一定率を乗じて運賃料金を決定する等の契約をしている場合、届出の内容はどのようにしたらよいでしょうか。

A 7 今回の改正は、「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」での検討や事業者の方々のご意見を踏まえて行ったものです。今回の改正を、コストに見合った運賃・料金を収受できるよう見直しをする機会としていただければと思います。

Q 8 届出様式例を示すにあたって公正取引委員会との事前調整をされたのですか。

A 8 今回は、具体的な計算式等を示しているわけではないので、特に事前の調整はしていません。

尚、トラック協会が目安となるような数字を示したり、料金を統一するような行為をすることは、独禁法に抵触する恐れがありますので避けてください。

届出期日、方法等について

Q 9 運賃料金変更届は施行（11月4日）から30日以内に行う必要がありますか。緩和策等はあるのですか。

A 9 省令で変更後30日以内に届出を行うこととなっていますので、新標準約款を使用する事業者は、11月4日以降速やかに届出をして下さい。

Q 10 複数の都道府県に事業所等がある場合、変更届等の提出先はどこになりますか。

A 10 主たる事務所を管轄する運輸局へ提出することになります。窓口はその運輸支局となります。

Q 11 認可運賃当時は運輸局ごとに運賃が設定されていたため、営業所のある各運輸局に運賃を届け出ていますが、今回の変更届出も各運輸局へ出す必要がありますか。

A 11 現行の運輸局ごとの運賃を引き続き使用し、かつ今回の約款改正に合わせて料金の変更を行うのであれば、各運輸局宛に届出をしていただく必要がありますが、その際は、主たる事務所のある運輸局にまとめて提出していただく必要があります。また、届出制移行後において「適用する地域」ごとに運賃及び料金を設定し届出をしている場合についても同様です。

Q 12 トラック協会が変更届等を取りまとめて支局へ提出してもよいですか。

A 12 単純にまとめて提出する分には問題ありません。なお、トラック協会が運賃料金の例を提示することは独禁法に抵触する恐れがあります。また、トラック協会が取りまとめる際に、写しを保管する行為についても、その行為自体が直ちに違法となるわけではありませんが、入手したデータの使用用途によっては違法となる可能性があるため、控えていただくことが望ましいです。（公正取引委員会確認）

改訂前の約款の使用等について

Q 13 11月4日以降も引き続き改正前の約款を使用することはできますか。

A 13 改正前の約款を引き続き使用したい事業者は11月4日までに、認可を受けていただく必要があります。また、11月4日以降は「標準約款」ではなくなりますので、掲示する際には「標準」「運輸省告示第〇号」「国土交通省告示第〇号」等の記載は削除し、「貨物自動車運送約款」「〇年〇月〇日認可」と記載していただく必要があります。

Q14 改正前の約款を引き続き使用する場合は、「設定」申請ですか、「変更」申請ですか。

A14 「変更」申請をしていただくことになります。

標準約款を使用する場合は認可を受けたものとみなされますので、認可を受けた約款から変更するという扱いになります。

Q15 約款の認可申請の処理期間はどのくらいですか。電子化等で短縮されませんか。

A15 標準処理期間が1ヶ月と公示されています。利便性向上等のため、政府をあげて電子化等に取り組んでいるところですが、運送事業の分野ではまだ進んでおりません。

荷主等への周知、強制力等について

Q16 国から荷主等への周知は行っていますか。

A16 周知用リーフレットを作成し、荷主団体へ送付するとともに、国土交通省本省、各運輸局及び運輸支局が主要な荷主団体等を直接訪問し説明することとしています。

Q17 11月4日以降も契約期間が残っている契約について、新約款に基づく新たな契約を結ぶ必要がありますか。

A17 今回の約款改正の趣旨からすれば、早期に荷主と交渉し、積込料、取卸料、待機時間料を設定した契約に変更していただきたいところですが、契約更新の時期等に合わせて今回の約款の改正を踏まえた見直しの交渉をしていただければと思います。11月4日以降、新たに契約を結ぶものや単発で仕事を受けるような場合は、新しく設定した料金で交渉して下さい。

Q18 新しい約款に基づいて現行の運送契約の見直しを荷主に求めて拒否された場合、強制力や罰則等はあるのですか。

A18 貨物自動車運送事業法では強制力や罰則等はありません。

その他

Q19 最低運賃・料金の設定についての検討はされないのですか。

A19 アンケート調査の結果、最低運賃や標準運賃の設定が効果があるという回答の一方で、支障があるという回答もありました。今般の運賃・料金検討会においては、業界全体の意見として概ね一致していた「運賃・料金の別建て」を実現するための方策として標準約款の改正を行ったものです。

Q20 運賃料金変更届出または約款の認可申請のいずれも行っていない場合、監査等において違反の対象となりますか。

A20 違反となりますので、手続きを行って下さい。

地域別最低賃金額が改定されました

- 都道府県ごとに決定される地域別最低賃金額が下表のとおり改定され、9月30日から順次発効します。
- 最低賃金は、最低賃金法に基づき、国が賃金の最低額を定めたものです。
- 最低賃金は、パート、学生のアルバイト、嘱託などといった雇用形態やその呼称にかかわらず、すべての労働者に適用されます。
- 仮に、労使の合意により最低賃金額より低い賃金を定めたとしても、それは、最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとされます。
- 地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰金（上限50万円）が科せられる場合があります。
- 派遣労働者は、派遣先の事業場に適用される地域別最低賃金額が適用されます。
- 中小企業・小規模事業者に向けて、生産性向上を支援する業務改善助成金や最低賃金総合相談支援センターにおける相談等の支援策を設けています。

詳細は下のホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/gyomukaizen>

平成29年度地域別最低賃金改定状況

都道府県名	時間額【円】	発効年月日	都道府県名	時間額【円】	発効年月日	都道府県名	時間額【円】	発効年月日
北海道	810	H29.10.1	石川	781	H29.10.1	岡山	781	H29.10.1
青森	738	H29.10.6	福井	778	H29.10.1	広島	818	H29.10.1
岩手	738	H29.10.1	山梨	784	H29.10.14	山口	777	H29.10.1
宮城	772	H29.10.1	長野	795	H29.10.1	徳島	740	H29.10.5
秋田	738	H29.10.1	岐阜	800	H29.10.1	香川	766	H29.10.1
山形	739	H29.10.6	静岡	832	H29.10.4	愛媛	739	H29.10.1
福島	748	H29.10.1	愛知	871	H29.10.1	高知	737	H29.10.13
茨城	796	H29.10.1	三重	820	H29.10.1	福岡	789	H29.10.1
栃木	800	H29.10.1	滋賀	813	H29.10.5	佐賀	737	H29.10.6
群馬	783	H29.10.7	京都	856	H29.10.1	長崎	737	H29.10.6
埼玉	871	H29.10.1	大阪	909	H29.9.30	熊本	737	H29.10.1
千葉	868	H29.10.1	兵庫	844	H29.10.1	大分	737	H29.10.1
東京	958	H29.10.1	奈良	786	H29.10.1	宮崎	737	H29.10.6
神奈川	956	H29.10.1	和歌山	777	H29.10.1	鹿児島	737	H29.10.1
新潟	778	H29.10.1	鳥取	738	H29.10.6	沖縄	737	H29.10.1
富山	795	H29.10.1	島根	740	H29.10.1			

問い合わせ先：兵庫労働局労働基準部賃金室（078-367-9154）

兵庫県

平成29年度「年末の交通事故防止運動」兵庫県実施要綱

1 目的

年末は、師走特有の気ぜわしさや、忘年会などで飲酒の機会が増えることに加えて、交通流・量の変化を伴うことから、交通事故の多発が懸念される。

この運動は、このような年末の情勢を踏まえ、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

2 運動期間

平成29年12月1日(金)から同年12月10日(日)までの10日間
(運動初日の12月1日(金)は、「交通安全意識を高める日」)

3 スローガン

やさしさと笑顔で走る兵庫の道

4 推進テーマ

みんなでつくる通学路の交通安全
思いやる気持ちで守る高齢者

5 主唱

兵庫県交通安全対策委員会

6 運動重点

- (1) 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- (2) 飲酒運転の根絶
- (3) 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- (4) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

7 運動重点に関する主な推進項目

- (1) 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

通学児童・生徒が被害者となる事故や高齢運転者による重大事故が発生していること、また、交通事故死者数の半数以上が高齢者であることから、子供とその保護者及び高齢者（高齢運転者を含む。以下同じ。）とその家族に対し、参加・体験・実践型の交通安全教育や待ち受け型の交通安全指導等により交通安全意識の高揚を図るとともに、子供と高齢者等の安全を確保する。

ア 子供の交通事故防止

子供とその保護者に対して、以下の事項を普及啓発・促進する。

◆ 交通安全キーワード「こいぬのあしあと」

※ 交通安全キーワード

こ＝交通安全は家庭から

い＝いつものみちでも とまる・みる・まつ

ぬ＝ぬれたみちでは スリップちゅうい

の＝のるときは ブレーキ・ライト だいじょうぶ

あ＝あおしんごうでも みぎ・ひだり

し＝シートベルトは カチツとなるまで

あ＝あかるいふくと はんしゃざい

と＝「止まれ」のぼしよは いったんとまって みぎ・ひだり

◆ 通学路等における子供の安全確保

◆ 反射材等の活用

イ 高齢者の交通事故防止

高齢者とその家族に対して、以下の事項を普及啓発・促進する。

◆ 加齢等による身体機能の変化への的確な認識と安全行動の必要性

◆ 安全な横断方法（特に左方向から進行してくる車両への注意）

◆ 歩行者・電動車いす・自転車利用中の交通ルールとマナー

◆ 反射材等の活用

◆ セーフティ・サポートカーS（略称：サポカーS）の普及

◆ 運転免許証の自主返納

◆ 運転適性相談窓口の周知

◆ 高齢運転者標識（70歳以上の運転者が掲示する高齢者マーク）の使用

◆ 75歳以上の運転者に対する改正道路交通法

○ 一定の違反行為をした場合には臨時認知機能検査を受検し、その検査の結果、認知機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼすおそれがあると判断された場合には臨時高齢者講習を受講しなければならない。

○ 更新時と臨時に実施される認知機能検査の結果、認知症のおそれがあると判断された場合には医師の診断を受けなければならない。

(2) 飲酒運転の根絶

飲酒運転による重大事故が後を絶たないことから、運転者の規範意識の高揚と飲酒運転を許さない環境づくりのために以下の事項を普及啓発・促進し、飲酒運転による事故の根絶を図る。

◆ 交通事故被害者等の声などを通じた事故の悲惨さ

◆ 家庭、職場、地域等における飲酒運転を許さない環境づくりの必要性

◆ 飲食店等における運転者への酒類提供の禁止

◆ 飲酒運転の悪質性・危険性

◆ 自動車運送事業者等の点呼時のアルコール検知器の使用

◆ 飲酒運転追放「三ない運動」

※ 酒を飲んだら車を運転しない

運転する時は酒を飲まない

運転する人には酒を飲ませない

◆ ハンドルキーパー運動

※ 自動車で複数の者が飲食店等へ行く場合に、帰途の運転をするために酒類を飲まない者を事前に決めておく運動

(3) 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

ア 歩行者・自転車利用者の交通ルールの遵守と交通マナーの向上のために、以下の事項を普及啓発・促進し、夕暮れ時と夜間の交通事故防止を図る。

◆ 反射材等の活用

◆ 「自転車安全利用五則」(平成19年7月10日交通対策本部決定)

※ 自転車安全利用五則

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

2 車道は左側を通行

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

4 安全ルールを守る

○ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止

○ 夜間はライトを点灯

○ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

5 子どもはヘルメットを着用

◆ 傘差し、スマートフォン、イヤホン使用等の危険性

◆ 幼児用座席シートベルトの着用及び幼児二人同乗用自転車の安全利用

◆ 自転車の点検整備

◆ ヘルメット着用

◆ 自転車道、自転車専用通行帯等における走行ルール

◆ 条例で義務化された自転車損害賠償保険等の加入

◆ 自転車運転者講習制度

◆ 「自転車安全利用の日」(毎月2日)

イ 自動車運転者に対して、以下の事項を普及啓発・促進する。

◆ 早めのライト点灯

◆ 対向車や先行車がない状況でのハイビームの使用

◆ 運転中のスマートフォン等の操作等の禁止

◆ エコドライブの推進

※ 早めのライト点灯推奨時間

(4) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

後部座席シートベルト着用率やチャイルドシート使用率がいまだ低調であることから、以下の事項を普及啓発・促進し、その着用・使用による事故発生時の被害の防止・軽減を図る。

◆ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの着用・使用義務

◆ シートベルトとチャイルドシートの効果及び正しい着用・使用方法

◆ 高速乗合バス及び貸切バスの全ての座席におけるシートベルト着用の必要性

第57回「正しい運転・明るい輸送運動」実施計画

1. 目的

この運動は、交通・労働災害事故の防止、環境保全及び輸送秩序の確立により、円滑な輸送の達成を図り、年末年始の輸送繁忙期における安全、安心な輸送サービスを提供することを目的とする。

2. 運動期間

平成29年11月16日(木)から平成30年1月10日(水)まで

3. 主催

全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）並びに各都道府県トラック協会

4. 後援

国土交通省、警察庁

5. 実施事項

経営トップ、管理者及び従業員が一体となって、下記の項目を中心とした取り組みを行うものとする。なお、(1)～(6)を事故防止に関する重点項目とする。

(1) 追突事故及び交差点における事故防止の徹底

運行管理者は、全ト協制作の『トラック追突事故防止マニュアル～追突事故撲滅キット～』及び『トラック交差点事故防止マニュアル～交差点事故撲滅キット～』※を活用した運転者への指導・教育を実施し、追突事故及び交差点における事故防止の徹底に努める。

※全ト協ホームページ URL

トラック追突事故防止マニュアル～追突事故撲滅キット～

http://www.jta.or.jp/kotsuanzen/enzen/tsuitotsu_boushi/tsuitotsu_jikoboushi2016.html

トラック交差点事故防止マニュアル～交差点事故撲滅キット～

<http://www.jta.or.jp/kotsuanzen/enzen/kousaten-jikobousi.html>

(2) 過労運転防止の徹底

運行管理者は、繁忙期にありがちな無理な運行計画を避け、運行経路、運行時間、休憩地点等を含む適切な運行指示書の作成や運行計画及び乗務割の作成を行い、運転者の過労運転防止に努める。

(3) 確実な点呼の実施

経営者は、従業員の健康管理を徹底させ、また、運行管理者は点呼を確実に実施し、運転者の健康状態、疲労の度合い、異常な感情の高ぶり、睡眠不足等について確認し、少しでも異常があると認められた場合は乗務させないようにする。

(4) 飲酒運転及び危険ドラッグの根絶

運行管理者は、酒気帯び運転、飲酒運転及び危険ドラッグの使用による運転及び事故の根絶を図るため、社内安全教育や点呼時等において、それらによる運転の悪質性・危険性を十分に理解させ、飲酒運転及び危険ドラッグの根絶を徹底させる。

(5) 携帯・スマートフォンの使用禁止の徹底

運転中にスマートフォン等の画像を注視する行為や携帯電話を用いて通話する行為は、道路交通法で禁止されている極めて危険な行為であることから、乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作の禁止について徹底を図る。

(6) 健康診断の受診の徹底

経営者は、健康起因による事故防止を図るため、従業員に健康診断を確実に受診させ、運転に支障を及ぼす影響のある異常があると認められた場合は、改善されるまで乗務させないようにする。

(7) 荷役作業時の安全確保の徹底

経営者及び管理者は、荷主等との運送契約時において、荷役作業の有無、運搬物の重量、荷役作業方法等について適切な取り決めを行うよう努める。また、取り決めた荷役作業の内容を「安全作業連絡書」等にまとめ、作業者に周知するとともに、墜落等の危険を伴う作業においては必ず保護帽を着用させるなどの必要な安全対策を指示し、労働災害事故の防止を図る。

(参考：厚生労働省「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」)

(8) 高速道路における事故防止の徹底

高速道路における事故の多くは、高速道路に入った後1時間以内に発生しており、運行管理者は、高速道路に入った後に可能な限り早い段階で運転者に休憩をとらせるなど、高速道路における事故防止の徹底に努める。

(9) 車両の安全性確保の徹底

経営者及び整備管理者は、「自動車点検整備推進運動」及び「不正改造車を排除する運動」を積極的に推進し、車両の日常点検及び定期点検の確実な実施に努めるとともに、不正改造の防止を徹底する。

(10) 正しい積付け・固縛方法の徹底

荷量が増加する年末の繁忙期において、偏荷重が生じない積付けや、荷にロープまたはシートをかける等の固縛を正しく行い、安全な輸送の確保を徹底させる。

(11) エコドライブの推進

燃料の使用量を削減し、CO₂及び排出ガスの低減を図ることは、業界に課せられた命題であり、また、一層の事故防止を図る観点から、エコドライブを徹底させる。

(12) 運輸安全マネジメントの徹底

輸送の安全確保が最も重要であるという意識を経営トップから現場の運転者まで浸透させるため、運輸安全マネジメントにより絶えず輸送の安全性の向上に努めるよう安全意識の高揚を図る。

(13) 安全意識の高揚

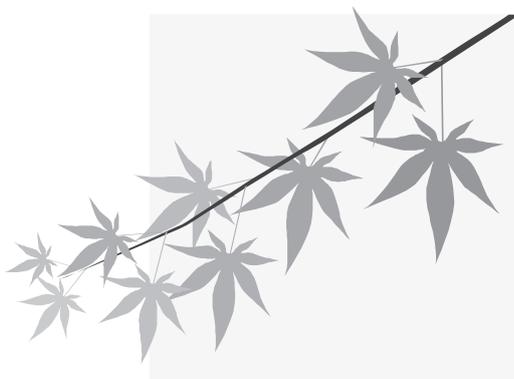
経営者は、社会的責務を自覚し、「安全を最優先する」という経営理念と、「絶対に事故を起こさせない」という信念を持って、各事業所の事故防止対策の徹底を図る。

運転者は、常に適正な速度、車間距離を保つなど、安全走行を徹底する。また、交通法令の遵守はもちろんのこと、プロドライバーとしての使命と自覚を持って、一般ドライバーの模範となるよう、常にやさしさと思いやりのある運転を心掛ける。

(14) 輸送品質・サービスの向上

運転者は、荷扱いに一層の注意を払い、毀損等の貨物事故の防止を図る。また、常に笑顔と誠意をもって顧客等に接するとともに、言葉遣いや態度を明快にし、親切、丁寧に対応するよう輸送サービスの向上に努める。

以 上



事務局からのお知らせ

兵庫県トラック協会会長表彰候補者の推薦について

下記により協会会長表彰を行いますので、候補者をご推薦下さるようお願い申し上げます。
なお、提出方法につきましては、表彰の種類を明記のうえ、所属支部にご提出ください。

記

1. 該当者 平素から業界発展のため尽くされた方。
長年にわたり運送業務に精励し、その功績が顕著な方。
2. 提出書類 ① 功績調書（様式1）
② 履歴書（様式2）
③ その他参考となる資料
※①・②に関してはコピーしていただき、いずれの記入欄にも詳細明確に記入して下さい。記入枠が足りない場合は他の用紙に記入して下さい。
3. 提出期限 平成30年1月12日（金）
4. 表彰の種類及び推薦資格
 - (1)「感謝状」
 - ① トラック運送事業及び利用運送事業の役員として、15年以上若しくは事業歴30年以上（免許取得から30年以上）を有し、その業務に精励し、当該事業並びに業界の発展に寄与し、その功績が顕著な満50歳以上の方。
 - ② 本会または本会支部の役員並びに本会部会等の所属員として15年以上その業務に精励、業界の発展に寄与し、その功績が顕著な満50歳以上の方。
※年数及び年齢の起算日は、平成30年5月1日とします。
(注) 各項①・②のどちらかに該当すれば推薦できます。
 - (2)「表彰状」
 - イ. 危険を省みず職責を遂行し、または重大な事故を未然に防止し、その功績が顕著な方。
 - ロ. 有益な発明・考案・改良または研究を行い、運送事業に著しく貢献した方。
 - 中間管理者 ① イまたはロに該当する現在中間管理職の方。
② 中間管理者として自社で25年以上勤務し、成績優秀な満50歳以上の方。
 - その他の従業員 ① イまたはロに該当する現在従業員の方。
② 従業員として自社で25年以上勤務し、成績優秀な満50歳以上の方。
 - 運 転 者 ① イまたはロに該当する現在運転者の方。
② 運転者として自社で25年以上勤務し、成績優秀な方。
(注) 各項①・②のどちらかに該当すれば推薦できます。
 - 本会または本会支部の職員
本会または本会支部の職員として、15年以上その業務に精励し、当該事業の発展に寄与し、その功績が顕著な方。
※年数及び年齢の起算日は、平成30年5月1日とします。

兵ト協会長表彰
(様式 1)

功 績 調 書

※次の表彰の種類いずれかに○して下さい。

【1 感謝状、2 中間管理者、3 その他の従業員、4 運転者、5 職員】

支 部 名

㊟

1. 事業所の住所 名 称 代表者氏名	
2. 被表彰候補者の 役職・氏名 生年月日	
3. 推せん順位	
4. 推せん理由	
5. 賞罰、勤務成績素行 等参考となる事項	

※ご記入いただいた個人情報は、当協会表彰規程にもとづく会長表彰の推せんの為のみに使用いたします。

兵ト協会長表彰
(様式 2)

履 歴 書

本 籍	
現 住 所	
ふ り が な 氏 名	
生 年 月 日	
学 歴 (最 終 学 歴)	
資 格 (各 種 免 許 事 項)	
職 歴	
そ の 他	

※ご記入いただいた個人情報は、当協会表彰規程にもとづく会長表彰の推せんの為のみに使用いたします。

(作成者氏名)

(連絡先)

※所属支部へご提出下さい。

平成29年度自動車公害防止月間「環境キャンペーン運動」を開催します

地球温暖化防止に向けた取り組みとして、国、県、また各行政機関が自動車公害防止運動を展開しており、全日本トラック協会も11月をエコドライブ推進強化月間としています。

兵庫県トラック協会では、トラック運送業界が積極的に環境対策に取り組んでいること、またトラック運送事業者がアイドリングストップ運動とエコドライブの推進を図り、地球温暖化防止に取り組んでいることを広く一般市民に知って頂くとともに、市民の皆様にも車を運転されるときアイドリングストップとエコドライブに取り組んで頂くことを目的に、本部及び各支部が県下各地で環境キャンペーン運動（11月）を開催します。

1. 環境キャンペーン運動

トラック運送事業者が、低公害車両（CNG車・ハイブリッド車・低燃費車）を導入し、二酸化窒素（NO₂）・浮遊粒子状物質（SPM）の低減に努めていること、また、アイドリングストップ・エコドライブ運動の推進を図り、二酸化炭素（CO₂）の削減に努め地球温暖化防止運動に取り組んでいることを広く知って頂くとともに、一般市民の皆様にもアイドリングストップ・エコドライブ運動に参加していただく。

2. 開催日と場所

- ・平成29年11月1日（水）～11月30日（木）
- ・県内各支部周辺地域

3. 配布物品

チラシ・エコ関連グッズ [エコバック他]

平成29年度自動車公害防止月間

環境キャンペーン運動

2017年11月県下14ヵ所（JR駅周辺など）にて

トラック運送事業者が、アイドリングストップ・エコドライブ運動の推進を図り、二酸化炭素の削減につとめ地球温暖化防止運動に取り組んでいることを知って頂くキャンペーンです。

トラック輸送における 取引環境・労働時間改善協議会を開催しました

9月27日、兵庫県トラック総合会館において「第6回トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」を開催しました。

今回は、平成28年度のパイロット事業の結果についての事業効果等について説明があり、平成29年度は、発荷主、元請・下請け運送事業者に新たに着荷主を含めたパイロット事業をさらに発展させていき、手待ち時間等を含めての拘束時間の改善について意見・問題点等、意見交換を行いました。



協議会出席委員

学識経験者（座長）

小谷 通泰 神戸大学大学院 教授

関係団体

兵庫県経営者協会 神戸市商工会議所 兵庫県中小団体中央会 兵庫県倉庫協会

全日本運輸産業労働組合兵庫県連合会

荷主企業

フジッコ株式会社 川崎重工業株式会社

行政

近畿経済産業局 兵庫労働基準局 近畿運輸局 神戸運輸監理部

運送事業者

兵庫県トラック協会 福永征秀会長、北野穰相談役、坂尾洋南相談役

第22回全国トラック運送事業者大会に参加しました

10月3日、宮城県仙台市の仙台国際センターで、第22回全国トラック運送事業者大会が開催され、全国のトラック運送事業者約1450人が参加し、当協会からも17人が出席しました。

分科会では第一分科会「健康起因事故等交通事故防止対策の推進について」、第二分科会「労働環境の改善と生産性向上方策について」の2つのテーマで活発な議論がされました。

記念講演では、「再生へ、心ひとつに」～震災報道の現場から～をテーマに河北新報社代表取締役社長 一力雅彦氏が震災復興の現状と課題、今後進むべき方向性について講演されました。

その後、以下の10項目の大会決議を満場一致で採択し、参加者全員でガンバローコールを行い、業界一丸となって難局を突破していくことを誓いました。

大会決議

- 一 働き方改革を推進し取引環境の改善及び長時間労働の抑制並びに生産性の向上を図ろう
- 一 適切な原価管理に基づく適正運賃を収受しよう
- 一 若年労働力等を中心とした人材確保対策を推進しよう
- 一 交通・労災事故の防止及び環境・省エネ対策を積極的に推進しよう
- 一 高速道路料金における大口・多頻度割引最大50%の継続及び割引制度の充実を図ろう
- 一 自動車関係諸税の簡素化・軽減を実現しよう
- 一 トラック運送業の健全化を図るため規制緩和の見直しを促進しよう
- 一 適正化事業の推進による法令遵守を徹底しよう
- 一 隊列走行等の新技術を活用した物流の効率化等を推進しよう
- 一 大規模災害発生時における緊急輸送体制を確立しよう



標準貨物自動車運送約款等の改正に伴う 周知訪問活動を行いました

10月5日、兵庫陸運部とともに荷主団体（兵庫県経営者協会、神戸商工会議所、兵庫県倉庫協会）へ11月4日施行の標準貨物運送約款の改正に伴い、適正な運賃・料金収受に向けて、運賃が運送の対価であることを明確化するなど、新たに「待機時間料」「附帯業務」等の内容の明確化を荷主等に協力してもらうことを目的に訪問活動を行いました。



OFF
きれいな空気を大切に…
アイドリングストップ宣言
(一社)兵庫県トラック協会

西部研修センター建設の起工式を行いました

10月5日、姫路市の西部研修センター建設予定地において起工式を執り行いました。

秋晴れの中、施工業者の立建設株式会社、設計業者の株式会社エーアンドディー設計企画、施主である兵庫県トラック協会からは正・副会長をはじめ西部研修センター建設等検討委員など、16名が参列しました。

兵庫県トラック協会から地鎮の儀において福永会長が立砂に鍬入れを行い、玉串奉奠は福永会長、北野耕司 名誉顧問、濱田長伸西播支部長が行い出席者全員が工事の無事と建物の安全を祈願しました。

西部研修センターは来年4月頃の竣工を予定しています。



2017年度トラックの日イベントを開催しました

10月9日、姫路市大手前公園で「トラックの日」広報のため、スタンプラリー、PRイベントを開催し大盛況となりました。

テレビ放送・新聞広告等で参加募集した一般市民600名が姫路城周辺を巡るスタンプ(ウォーク)ラリーに参加し良い汗を流しました。

また、PRイベント会場となった大手前公園では、来場された約5,000人の方々へ、トラッククイズ大会、ゆるキャラ写真撮影会、ご当地アイドル「KRD8」によるミニライブ、兵庫県警察音楽隊による演奏、なりきりドライバー体験、トラックからの死角体験、白バイ乗車体験、トラックミニゲーム、近畿スマートエコ・ロジ協議会によるトラック環境PR、大阪ガスによる天然ガストラックPRスタンプラリー、JAFによる子ども安全免許証発行・シートベルト体験、2コマ漫画ワークショップなど様々なイベントを通じて運送業界にまつわる問題とトラック輸送の重要性等をPRし、運送業界に対する理解を深めていただきました。



「過労死等防止・健康起因事故防止セミナー」を開催しました

10月13日、兵庫県トラック総合会館において全日本トラック協会と兵庫県トラック協会が主催で、「過労死等防止・健康起因事故防止セミナー」を開催し、52名が参加しました。

具体的な取り組みについて、過労死事案などを踏まえながら、講師の方々にアドバイスをいただきました。

事後のアンケートでは、多くの受講者に大変役に立つと回答いただき、今後もより多くの具体的対策事例を組み込んだセミナーの開催やホームページ等での情報提供を望む声を、多数いただきました。

内 容

「トラック運送事業における過労死等防止対策及び健康起因事故防止対策」

講師 兵庫産業保健総合支援センター

相談員 平田まり 氏

「トラック運送事業における過労死等労災事例及び労災補償等について」

講師 陸上貨物運送事業労働災害防止協会

安全管理士 酒井雅彦 氏



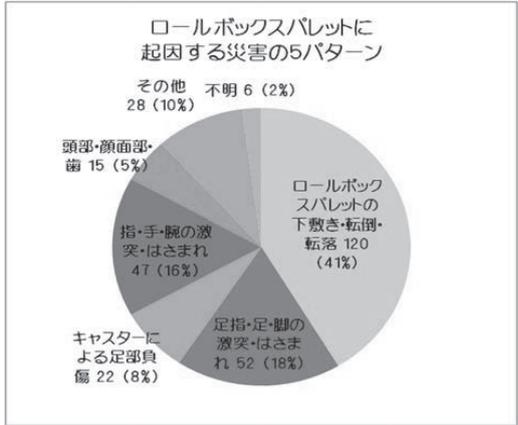


問い合わせ先

陸運労災防止協会 兵庫県支部
(兵庫県トラック協会内)
電話 078-882-5556

ロールボックスパレット安全作業研修会のご案内

とても便利なロールボックスパレット（カゴ車）ですが、下敷きや手足の負傷による事故が多く発生しています。



- ◎ このため、ロールボックスパレットの安全作業に関するセミナーを開催いたします。
- ◎ セミナーでは、安全な使用方法についてお示するとともに、保護具の紹介もいたします。
- ◎ ロールボックスパレットを使用する事業所の方々のご参加をお待ちしています。
- ◎ 下記により FAX でお申し込みください。受講料は無料です。

✖ **日時**：平成 30 年 2 月 7 日(水) 午後 1 時 ~ 午後 4 時
 ✖ **場所**： **定員**： 50 名(先着順) ★参加費無料
 ✖ **対象者**：経営者、安全管理者、安全衛生推進者、作業責任者、ドライバー等作業者
 ✖ **内容**：① ロールボックスとは
 ② ロールボックスパレット起因による労働災害の実態と特徴
 ③ ロールボックスパレットによる災害事例
 ④ ロールボックスパレットの安全作業のポイント
講師：陸災防本部 安全管理士
申込方法：下記申込書を支部あて FAX してください。先着 50 名で定員です
 陸災防（陸上貨物運送事業労働災害防止協会）兵庫県支部
 問合せ先 078 (882) 5556
修了証：研修の受講者には、本研修を修了したことを証する書面をお渡しします。

----- 切り取らないでこのままお送りください(FAX: 078-882-5565) -----

ロールボックスパレット安全作業研修会 受講申込書

事業場名 _____

所在地 〒 _____

TEL () FAX () 担当者名 _____

受講者氏名		役職名	
受講者氏名		役職名	

ドライバー教育ツールPART3の連載(第10回)

一部改正された国土交通省告示に基づく指導項目(12項目)について

2017年2月号から12回に渡って連載しています。

⑩ 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及び対処方法——管理者用資料



事故に結びつくような行動を控えよう

指導の
ポイント

長時間の運転や睡眠不足、服薬、前日の飲酒などが運転に与える生理的・心理的影響を理解させ、事故に結びつく行動を防ぎましょう。

事故事例



居眠り運転で渋滞車列に突っ込み 10人が死傷

平成28年3月、東広島市の山陽自動車道「八本松トンネル」で居眠り運転のトラックが渋滞車列に突っ込み、2人が死亡し、8人が重軽傷を負う事故が発生しました。

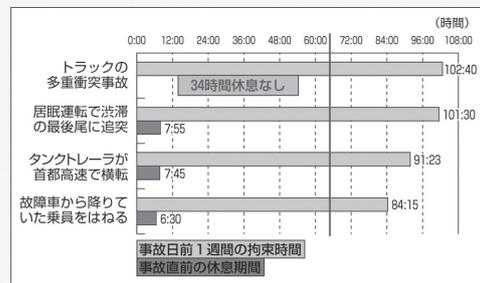
このトラック運転者は、長時間運転を繰り返し、事故を起こすまでの2か月間は3日しか休みがないというハードな運行をしていて居眠りに陥りました。過労運転の下命・容認で、運行管理者も逮捕されました。

長時間運転の危険を理解する

●長時間の継続運転や長い拘束時間は睡眠時間を削り、居眠り運転につながります。国土交通省が行った過労運転事故の分析では、

- ・睡眠時間が6時間未満で眠気の頻度が高くなる
- ・4時間以上の連続運転が常態化している
- ・8時間以上の休息期間がとれていない

などが共通要因として挙げられています。



過労運転事故前1週間の拘束時間と直前の休息期間
(国土交通省)

薬の副作用に注意する

●健康管理のために服用した薬が、居眠り運転などを誘発する危険もあります。とくに風邪薬や花粉症薬はよく服用される薬なので、薬の副作用に注意するようにしましょう。

●薬剤師や医師に運転する前に服用してもよいか確認してください。市販薬の場合は薬の注意書きなどを必ず読む習慣をつけて、眠気の危険のある薬品は服用しないようにしてください。

この薬を服用される方へ

⚠ 使用上の注意

●次の人は服用しないでください

(1) 本剤、又は本剤の成分によりアレルギー症状をおこしたことがある人。

(2) 本剤、又は他の風邪薬を服用してぜんそくをおこしたことがある人。

●服用後、自動車などの乗物や機械の運転操作はしないでください

服用後、眠気が生じる危険があります。

●服用の前後は飲酒をしないでください



危険な薬物には 手を出さないようにしましょう



ここに
気をつけて



危険ドラッグなどの薬物を絶対に使用しないでください。自分だけでなく周りの人に取り返しのつかない被害を与えます。

ドライバーとして覚えておこう

3 安全運転
の
キーワード



ワン

1

危険薬物使用

ツー

2

人生を
棒にする

スリー

3

危険薬物
には手
を出さない

燃 料 価 格 情 報

軽油「元売別」購入価格表（平成29年9月末現在）

（単位：円／ℓ）

元売名	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
		平 均	平 均	平 均	平 均
J X 日 鉱 日		87.17	84.10	90.03	
出 光		83.50	88.04	91.50	
J エ ナ ジ ー				96.10	
コ ス モ		83.20	85.40	89.83	96.00
昭 和 シ ェ ル		81.70		85.10	
モ ー ビ ル		94.80			
エ ッ ソ		82.59	84.50	88.00	
三 井		82.00			
そ の 他		82.37	83.74	86.80	90.84
総 計		83.60	85.15	89.43	91.70
29 ／ 8	全国平均	82.22	調査なし	89.24	90.70
	近畿平均	81.26		89.53	92.24

兵ト協
調 べ

全ト協
調 べ

（消費税抜き）

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）

（単位：円／ℓ）

集計月	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
		平 均	平 均	平 均	平 均
平成28年10月		71.27	76.35	80.73	83.17
平成28年11月		73.73	78.55	82.53	84.19
平成28年12月		76.60	79.52	84.38	84.29
平成29年 1 月		81.18	85.41	87.95	88.38
平成29年 2 月		82.44	85.82	90.06	90.81
平成29年 3 月		81.77	86.50	90.24	89.68
平成29年 4 月		84.44	87.83	91.45	94.33
平成29年 5 月		83.64	86.94	91.34	91.98
平成29年 6 月		81.76	86.09	89.81	91.24
平成29年 7 月		81.10	84.84	88.91	91.15
平成29年 8 月		81.74	84.68	89.02	91.06
平成29年 9 月		81.93	84.88	85.39	90.44
平成29年10月		83.60	85.15	89.43	91.70
年 間 平 均		80.40	84.04	87.79	89.42

※前月分の価格データを集計しています。

（消費税抜き）

“軽油は兵庫県下で買いましょう”

会 員 だ よ り

入会届

入会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	主たる連絡先	
29.9.27	東神戸	一般	丸仲運送(株)	前 田 榮 次	〒658-0042 神戸市東灘区住吉浜町19	TEL 078-821-3660 FAX 078-842-4705
9.28	明石	一般 利用	トモエ運輸(株)	岡 部 好 宏	〒651-2228 神戸市西区見津が丘6-10-1	TEL 078-994-2783 FAX 078-994-2785
9.28	丹有	一般 利用	(株)K B M	君 島 寿 源	〒651-1312 神戸市北区有野町有野字中尾 3811	TEL 078-982-7780 FAX 078-982-6274
10.5	丹有	一般	(株)セイワサービス	菊 谷 正 義	〒669-0162 丹波市春日町七日市659-1	TEL 0795-70-3131 FAX 0795-70-3136
10.13	東神戸	一般 利用	(株)東伸商會	入 江 博 夫	〒658-0031 神戸市東灘区向洋町東2-7-6	TEL 078-857-0338 FAX 078-857-0171
10.18	西宮	一般	(株)Q u e s t	松 本 陽 彦	〒613-0024 京都府久世郡久御山森村東238	TEL 075-754-6944 FAX 075-754-6945

退会届

退会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名
29.9.27	明石	一般	エ ス ス テ ー ジ (株)	時 岡 恵 子
9.27	明石	一般	(株)ソ リ ュ ー シ ョ ン	今 村 昭 久
9.30	西播	一般	御 国 野 運 輸 (株)	柏 葉 和 子
9.30	明石	一般	(有)ス リ ー エ フ 運 輸	藤 井 た か 子
10.16	西宮	一般	(株) 針 谷 商 店	針 谷 昌 宏

変更届

会員名簿 ページ数	変更事項	旧	新
73	代表者	(株)領 南 運 輸 松 村 大 輔	田 原 隼 人
97	社名	大阪物流サービス(株)	日本物流ネットワーク名阪(株)
99	代表者	五 葉 運 送(株) 雪 永 健 二	雪 永 千代香
134	代表者	大 和 運 送(株) 大 和 光 明	大 和 政 之

* * *

事務局からのお知らせ

次のとおり新規採用者がありましたのでお知らせします。

人 事 異 動

一般社団法人 兵庫県トラック協会

平成29年10月1日付

発令事項	氏名	備考
総務部係員	遠藤 飛翔	新規採用
適正化事業部係員	洲戸 一季	新規採用

協会日誌

月日	行事名	場所	月日	行事名	場所
10・3	全ト協 全国トラック運送事業者大会	仙臺国際センター	11・13	近畿スマートエコ・ロジ協議会	運輸局
4	兵ト協 食品部会「正副部会長会議」	兵ト協		近畿運輸局長との懇談会	運輸局
5	西部研修センター建設起工式	西部研修センター	14	神戸市災害時物資円滑供給検討会	神戸市役所
6	貨物自動車標準運送約款改正に伴う説明会	兵ト協	15	兵ト協 タンクトラック部会「研修旅行」	京都市市民防災センター
9	トラックの日イベント	姫路市大園駅前公会堂		平成29年度第2回は「作業主任者技能講習会」(～16日)	兵ト協
10	近ト協 理事会	ホテルグランヴィア大阪		近畿地区物流政策懇談会幹事会	大ト協
11	コンプライアンス小委員会	兵ト協	16	第57回正しい運転明い輸送運動(～1/10)	
	自動車関係団体連絡会	兵庫県自動車会館		兵ト協 ダンプ部会情報交換会	兵ト協
12	指導員研修「初級研修」	全ト協		指導員研修「特別研修」(～17日)	全ト協
	神戸市災害時物資円滑供給検討会	神戸市役所		天狼会50周年記念式典	ホテルクラウンパレス神戸
13	天狼会50周年記念式典検討委員会	兵ト協	17	兵ト協 重量・鉄鋼部会 研修会	ホテル北野プラザ六甲荘
	過労死等防止・健康起因事故防止対策セミナー	兵ト協	20	引越管理者講習	
17	秋の花と緑を愛でる会(県主催)	県立フラワースタジアム	21	整備管理者選任後研修	兵ト協
18	兵庫県暴力団離脱者就労対策協議会総会	兵庫県警察本部		苦情対応小委員会	兵ト協
19	全国道路利用者会議第67回全国大会	浦添市ホーランドホール		輸送秩序改善連絡会(三木会)	兵ト協
21	第49回全国トラックドライバーコンテスト(～22日)	安全運転中央研修所		全ト協 引越部会	全ト協
23	兵ト協 取扱部会役員会	兵ト協	22	環境と物流を考えるフォーラム	兵ト協
24	兵庫県高圧ガス大会	兵庫県公館	24	安全性優良事業所兵庫陸運部長表彰	陸運部
25	適正化事業実施機関指導員永年功労近畿運輸局長表彰式	運輸局	25	兵ト協 食品部会 情報交換会	白鹿酒造
	第47回物流セミナー	ANAクラウンプラザホテル神戸	27	原価意識強化セミナー	兵ト協
26	全ト協 事業計画検討小委員会	全ト協	28	初任運転者特別講習	兵ト協
27	兵ト協 正副部会長会議	兵ト協	30	兵ト協 労働力確保対策等検討特別委員会	兵ト協
	兵ト協 常任理事会・総務委員会合同会議	兵ト協		－12月の予定－	
30	整備管理者選任後研修	兵ト協	12・1	年末の交通事故防止運動(～10日)	
	－11月の予定－		2	防災訓練(実働訓練)	三木総合合庫
11・1	踏切事故防止キャンペーン(～10日)		6	人権啓発研修会	兵庫自動車会館
2	トラック運送事業者のための人材確保セミナー	兵ト協	7	災害に強い物流システム構築に関する協議会	運輸局
3	女性経営者交流会	クレフィール湖東(滋賀県)		全ト協 全国トラック協会会長会議	第一ホテル東京
5	関西広域応援訓練	三木市広域防災拠点		全ト協 理事会	第一ホテル東京
6	整備管理者選任後研修	姫路市勤労市民会館	8	整備管理者選任後研修	兵ト協
	大ト協 物流セミナー	太閤園	9	兵青協HOT21定例会	民宿よしおか(豊岡市)
7	兵ト協 理事会	兵ト協	12	近畿地区物流政策懇談会	
8	第76回全国産業安全衛生大会(～10日)	ワールド記念ホール	14	全ト協女性部会設立総会	全ト協
	交通事故防止大会	兵ト協	15	兵ト協 正副会長・支部長合同会議(予定)	兵ト協
	安全性優良事業所近畿運輸局長表彰式	運輸局	18	全ト協 タンクトラック・高圧ガス部会「各府県部会長会議」	全ト協
9	全ト協 総務委員会	全ト協	19	全ト協 坂本会長との懇談会	ホテルグランヴィア大阪